札 障 第 755 号 平成 24 年 (2012 年) 5 月 8 日

各医療型短期入所事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい福祉課 自立支援担当課長 高橋 みゆき

医療型短期入所における特別重度支援加算の取扱いの変更について

平素より本市障がい福祉行政に御理解と御協力いただきありがとうございます。

標記の件について、「医療型短期入所における特別重度支援加算の取扱いについて」(平成 24 年 4 月 3 日付け札障第 56 号) にて本市における取扱いを定めたところですが、このたび厚生労働省より取扱変更に係る通知がありました。

これを受け、本市においても下記のとおり取扱いを変更することとしましたので、通知いたします。

記

1 変更点

	変更前	変更後
対象者の認定方法	事業所から提出された意見書を	事業所で利用者に対する評価を
	基に札幌市(各区保健福祉課)	行い、個別に認定(<u>各区保健福祉</u>
	で認定	課での認定は不要)
事業者意見書の提出	必要	不要
受給者証への記載	有	無

2 その他留意事項

- (1) 加算算定の対象者と認定した際の根拠資料(判定スコア等)については、5年間保管し、本市が求めた場合は、速やかに提出できるよう適宜整備してください。
- (2) 既に意見書を区役所に提出している利用者についても、受給者証への記載の有無 にかかわらず、平成24年4月の利用実績分より、当該加算の算定を行うことが可能 となります。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市障がい福祉課給付管理係 担当:荘司 版011-211-2938 Fax 011-218-5181 E-mail sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp